

5月 教育長 教育行政報告

令和6年

- 4月25日(木) 近畿都市教育長協議会定期総会(和歌山市)
- 26日(金) 近畿都市教育長協議会定期総会(和歌山市)
- 27日(土) 甲賀警察署少年補導員ならびに甲賀市少年補導委員委嘱状交付式および表彰式
瀧樹神社のケンケト踊り練習視察
RESTAURANTE 絆 in 信楽お披露目式
- 29日(月) 新穀献納祭
- 5月1日(水) 日本語初期指導教室(第二かわせみ教室)開室式
部長会議
第1回甲賀市行政改革推進本部会議
- 3日(金) 瀧樹神社のケンケト踊り視察
- 4日(土) びわ湖国体開催記念・甲賀市長杯争奪・第2回貴生川招待少年サッカー大会閉会式
- 5日(日) 森まつり
- 7日(火) 第2回学校経営等協議会
- 8日(水) 第7回甲賀市教育委員会委員協議会
- 9日(木) 第74回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会(長崎市)
- 10日(金) 第74回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会(長崎市)
- 12日(日) みなくるプラザ竣工式及び内覧会
- 13日(月) 第1回人事にかかる学校訪問(第1日)
フリースタイルモーグル日本代表 小笹海成選手表敬訪問
- 14日(火) 新任校長研修(甲賀市学校マネジメント研修)
(仮称)甲賀市文化芸術振興条例答申書受領
- 15日(水) 第2回校務運営等協議会
部長会議
総合型地域スポーツクラブ連絡協議会総会
- 16日(木) 滋賀県都市教育委員会連絡協議会 理事会・総会・協議会(彦

根市)

- 17日(金) 甲賀市スポーツ少年団総会
- 18日(土) 甲賀市パラスポーツ協会総会
- 19日(日) 滋賀県民総スポーツの祭典 滋賀県スポーツ・レクリエーション大会 ソフトバレーボールの部
甲賀市ニンニン忍者親子デイキャンプ
- 20日(月) 第1回人事にかかる学校訪問(第2日)
滋賀県学校給食主食供給協議会視察対応
- 22日(水) 県教育長等へき地学校特別訪問(多羅尾小学校)
第6回甲賀市教育委員会定例会

令和6年第2回甲賀市議会定例会（6月）報告案件について

※ 市議会報告前につき、取扱注意。

1 報告案件（教育委員会関係）

（1）令和5年度甲賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
教育費	小学校費	指導者用デジタル教科書配信事業	35,898 千円	35,898 千円
		柏木小学校バリアフリー化設備等整備事業	38,561 千円	38,515 千円
		信楽小学校改築事業	190,000 千円	173,368 千円
	中学校費	土山中学校長寿命化改良事業	478,520 千円	478,520 千円
		中学校特別教室等空調設備整備事業	145,218 千円	145,218 千円
	社会教育費	水口中央公民館整備事業	836,711 千円	723,927 千円
計			1,724,908 千円	1,595,446 千円

第 2 次甲賀市小中学校再編計画に係る策定方針（案）について

1. 計画策定の趣旨

平成 27 年 3 月に策定した甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）の計画期間が令和 6 年度に終期を迎える中、児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化により、子どもたちを取り巻く教育環境が大きく変化していくことは大きな課題である。その解決に向け、市の教育方針や教育目標に沿い、子どもたちにとってより良い教育環境を将来にわたって安定的に提供するため、小学校並びに中学校を対象とした第 2 次甲賀市小中学校再編計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

市の最上位計画である第 2 次甲賀市総合計画・第 3 期基本計画に掲げた未来像等を実現するための分野別計画として策定し、甲賀市教育大綱、第 4 期甲賀市教育振興基本計画、甲賀市公共施設等総合管理計画との整合を図ります。

3. 計画の期間

計画は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 16 年度（2034 年度）までの 10 年間とします。なお、学校を取り巻く環境の変化等を考慮し、計画期間の中間年度にあたる令和 11 年度（2029 年度）には、計画の見直しを行います。

4. 計画の方向性と進め方

- (1) 甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）に基づく各地域再編検討協議会からの報告内容や、甲賀市小中学校教育のあり方審議会の提言、本年度開催する甲賀市学校再編審議会の答申を踏まえ、教育委員会が望ましいと考える学校のあり方を示した計画とします。
- (2) 集団生活の中で多様な考えに触れ、互いを高め合いながら資質や能力を伸ばしていける環境や、子どもたちの生活や学びの多様化に適応できる環境づくりを目指した学校再編に取り組みます。
- (3) 配置計画については当初計画を基本としますが、適正規模だけにとらわれず、多角的な視点から総合的に判断し、段階的な再編など、柔軟な対応を視野に進めていきます。
- (4) 学校再編の実現に向けては、児童・生徒の保護者や地域の皆様への丁寧な説明と協議を行い、合意形成に努めます。

5. 計画の構成

計画の主な内容は次のとおりとします。

- ・計画の基本事項（背景、位置づけ、計画期間等）
- ・再編計画の基本的な考え方と進め方
- ・小中学校をめぐる現状と課題（児童生徒数の現状と推移、課題等）
- ・小中学校の再編計画の推進（めざす教育環境、学校づくり等）

6. 市民参画及び策定体制

(1) 甲賀市学校再編審議会（教育委員会附属機関）

市民、学識経験者、教育関係者等で構成する甲賀市学校再編審議会にて計画案を審議いただきます。

(2) 市民参画

保護者等アンケートやパブリック・コメントの実施、オンラインプラットフォームを活用しながら広く市民の意見を聴取します。

(3) 庁内体制

教育委員会内だけでなく関係部局との連携を行います。

7. 計画策定のスケジュール

令和6年	4月	策定方針の協議【庁議】
	5月	策定方針の報告【厚生文教常任委員会】
		策定方針の報告【教育委員会】
		策定方針の報告【全員協議会】
6月～	7月	次期再編計画案（たたき台）の作成、協議【庁議、教育委員会、厚生文教常任委員会】 保護者等アンケートの実施
令和7年	1月	甲賀市学校再編審議会への諮問 甲賀市学校再編審議会より答申 次期再編計画案（素案）の作成、協議【庁議、教育委員会、厚生文教常任委員会】
	2月	パブリック・コメントの実施
	3月	パブリック・コメント結果報告【庁議、教育委員会、厚生文教常任委員会、全員協議会】 計画策定

令和6年（2024年）5月14日

甲賀市教育委員会
教育長 立岡 秀寿 様

甲賀市文化のまちづくり審議会
会長 大野 正雄

「(仮称) 甲賀市文化芸術振興条例」の制定について (答申)

令和5年(2023年)8月22日付け、甲社ス第532号で諮問のありました「(仮称) 甲賀市文化芸術振興条例」の制定につきまして、別紙のとおり答申いたします。

(仮称) 甲賀市文化芸術振興条例

答申

(仮称) 甲賀市文化芸術振興条例 (案) の内容については、以下のとおりの構成および内容とされたい。

令和6年5月

甲賀市文化のまちづくり審議会

1. 前文について

条例の条項の前には、制定の背景や目指す姿を述べる前文を置くこととします。そして、文化や芸術について、その意義や役割を述べるとともに、100年に一度の世界的な感染症拡大の経験から学んだ、文化や芸術が身近にあることの大切さを謳います。

本市には伝統的な技法を継承するとともに、新しい技法が生み出される信楽焼をはじめとする伝統工芸や、寺社仏閣の伝統美が息づく一方で、アール・ブリュットのように、まったく新しい創造性が評価され、変わらないものと新しいものが調和し、共存する特色があります。

また、本市は、各地域の特色や独自の文化が花開き、受け継がれてきたまちです。これまで地域文化を受け継いできた先人に感謝し、未来に向けて、これからも私たち一人ひとりがその役割を果たしていかなければなりません。

この条例は、甲賀市在住の人ばかりではなく、甲賀市出身の人や、通勤または通学する人、甲賀市に訪れる人など、甲賀市と多様な形で関わりがある方々に向けて開かれているものとします。文化や芸術は、熱心に取り組む方々や職業とする方々だけのものではありません。日々の暮らしの中で誰もが享受すべき身近な存在であり、人それぞれの個性や生き方が尊重され、文化や芸術を媒介とし、誰もが「新しい豊かさ」を追求できる権利があることを宣言します。

前文（案）

豊かな自然に恵まれる本市では、これまで先人のたゆまぬ努力により、それぞれの地域で歴史や伝統を継承してきました。また、丘陵に囲まれた城館の宝庫であり、自らの地を自らの力で治める自治が発達し、世界にその名が知られる「甲賀忍者」の生き抜く知恵をもたらしました。さらには、城下町や宿場町など交通の要衝として発達し、多様な文化や芸術がふれあい、受け入れる土壌を育むことにつながりました。その結果、本市は変わるものと変わらないものが調和した「甲賀流」のまちであり続けています。常に新しい豊かさを追求するには、この甲賀らしさとも言ふべき気風や風土を、将来にわたって受け継いでいかなければなりません。

文化は市民社会の基盤となり、芸術は人々の心を豊かにし、日々の暮らしに潤いをもたらすとともに、しなやかな感性を育みます。そして、社会を巡る変化や課題に直面することがあっても、相互理解と調和を保ち、文化や芸術があらゆる垣根を越えて、日々の暮らしを豊かにする役割を果たしていきます。

ここに、本市に暮らす人々、関わる人々、行き交う人々がお互いに関心を持ち、幼少の成長過程から生涯にわたり学ぶ喜びを享受して、等しく文化や芸術にふれあい、自由に楽しみ、一人ひとりの個性を尊重し、創造性が発揮できる豊かなまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

2. 目的について

本条例は、上位法となる文化芸術基本法および障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の規定に基づき制定するものであり、文化や芸術に関する施策を推進する目的を明らかにし、そのための市の責務や市民等の役割も明らかにしていくことを規定するものとします。

（目的）

この条例は、文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号。以下「法」という。)第 4 条の規定、および障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）第 5 条の規定に基づき、甲賀市(以下「市」という。)における文化や芸術に関する施策(以下「文化芸術施策」という。)について、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、文化芸術施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術施策を推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

3. 基本理念について

ここでは、文化芸術施策の基本となる考え方や進め方を明らかにするものとします。

文化や芸術についての活動は、一人ひとり違いがあり、その違いを認め、自主性と創造性が尊重されなければならない、その活動に対する支援の必要性を述べます。

また、にぎわいのあるまちづくりを推進し、開かれたまちにしていくこと、さらには、次の時代を担う市民を育て、継承していくことの重要性を基本理念とします。

(基本理念)

文化芸術施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 文化や芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)に携わる者の自主性と創造性を尊重し、その活動を支援すること。
- (2) 多様な文化芸術活動により、まちの魅力を高め、市民生活を活気あるものとし、にぎわいのあるまちづくりを推進すること。
- (3) 文化芸術活動を担う市内外の様々な主体が連携と協働により、文化や芸術を通じ人々の交流を促進することにより、開かれたまちとすること。
- (4) 文化や芸術を楽しみ大切にする気持ちと、新たに価値をつくり出す喜びを育む環境を整え、次世代に継承すること。

4. 基本方針について

ここでは、基本理念に掲げた内容を実現するための基本的な方針を規定するものとします。

(基本方針)

市及び市民等は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本方針として、文化芸術施策を計画的かつ主体的に推進する。

- (1) 一人ひとりの自主性、主体性、創造性を尊重し、誰もが文化芸術にふれる機会の創出と情報発信
- (2) 未来の文化芸術を創造する子どもたちを育て、後継者や担い手を育成
- (3) 文化財等の文化資源を活用し、潜在的価値を掘り起こしたまちづくりを推進
- (4) 施設の整備、有効活用を図るとともに、今ある場所を有効活用
- (5) 文化芸術活動の実践を通じて、地域課題の解決に向けてまちづくりに活かす

5. 市の責務について

市は、文化や芸術を推進するためのプラットフォームとして機能する役割を担い、そのための政策を策定し、計画的に推進することや、財政上の措置を講じる責務があることを明記します。また、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の各関連分野の施策とつながり、誰もが共感し、共有できる文化や芸術に関わる多様な情報について発信することを規定します。

(市の責務)

市は、前条に規定する基本方針にのっとり、文化芸術施策を策定し、計画的に推進するものとする。

市は、文化芸術施策を推進するに当たっては、文化や芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、関連分野における施策との有機的な連携を図り、その情報を発信するものとする。

市は、文化芸術施策の推進に必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

6. 市民の権利と役割について

文化や芸術を創造することは、誰もが享受する権利であることを明記します。また、文化や芸術について、誰もが次世代への担い手であり、市民はお互い協力しながら、その権利を守り、継承することを述べます。

(市民の権利と役割)

市民は、自らが文化や芸術を創造し、及び享受する権利を有するとともに、第2条に規定する基本理念を理解し、文化や芸術の担い手として、相互に連携しつつ、その継承に努めるものとする。

7. 文化芸術団体、学校等、事業者の役割関係者相互の連携及び協働について

文化芸術団体、学校等、事業者それぞれの役割を明記します。

文化芸術の活動を行う文化芸術団体は、団体の活動を活発に実践するのみならず、広く普及し継承していくための役割があることを述べます。

学校等は、感受性が豊かな年代の青少年が文化芸術に触れる機会をつくり、創造力を養い、人を育てていく役割があることとします。

事業者は、文化芸術を通じて地域に貢献していただく役割と、文化芸術を支援する役割があることとします。

また、これら関係者は、それぞれの役割を果たすだけでなく、お互いに連携を図りながら、協働により役割を果たしていくことを述べます。

(文化芸術団体の役割)

文化芸術団体は、自らが行う創造的な文化芸術活動に誇りを持ち、充実を図るとともに、文化や芸術の継承と発展に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

文化芸術団体は、相互に協力し、市民の文化芸術活動の推進に努めるものとする。

(学校等の役割)

学校等は、自主的かつ主体的に、次代の担い手となる子ども、青少年の文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術に親しむ機会の創出に努めるものとする。

(事業者の役割)

事業者は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動を行うとともに、文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協働)

市、市民、地域、文化芸術団体、学校等、事業者その他文化芸術に関する施策に関係する者は、相互に連携を図りながら協働し、施策を推進するよう努めるものとする。

8. 文化芸術施策の推進に関する計画の策定について

本条例に基づいて実効性が確かなものとなる計画の策定について規定します。この計画とは、「甲賀市文化のまちづくり計画」のことを指します。

また、この計画を作成するに当たって、附属機関の「甲賀市文化のまちづくり審議会」に意見を聴くこととします。

(文化芸術施策の推進に関する計画の策定)

市は、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術施策に関する基本的な計画を策定するものとする。

前項の計画の策定に当たっては、次条に規定する甲賀市文化のまちづくり審議会に諮るとともに、市民の意見を聴かなければならない。

9. 甲賀市文化のまちづくり審議会の設置について

附属機関である「甲賀市文化のまちづくり審議会」について役割、定員、任期、審議会に関する必要な事項は教育委員会規則で定めることを規定します。

(甲賀市文化のまちづくり審議会の設置)

文化芸術施策の推進に関する重要事項を審議するため、法第37条の規定に基づき、甲賀市文化のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化芸術施策の推進について調査審議し、答申する。

審議会は、文化芸術施策の推進に関し必要と認める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

審議会は、教育委員会が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

— (仮称) 甲賀市文化芸術振興条例制定に向けて〈経過〉 —

■平成 30 年度 (2018 年度)

県内で文化芸術の振興に関する条例を制定している 2 市を対象に聞き取り調査

11 月 9 日 草津市視察 (草津市文化振興条例 平成 29 年 7 月施行)

12 月 20 日 近江八幡市ヒアリング (近江八幡市文化振興条例 平成 26 年 3 月施行)

■令和元年度 (2019 年度)

文化のまちづくり審議会において、文化のまちづくり計画 2 次計画の策定と並行して、条例について審議

9 月 11 日 第 2 回文化のまちづくり審議会

文化振興条例、障害者の文化芸術活動の推進計画に関する県内、国の動向について

11 月 29 日 第 3 回文化のまちづくり審議会

文化振興条例、障害者の文化芸術活動の推進計画の必要性について

■令和 2 年度 (2020 年度)

11 月 24 日 第 1 回文化のまちづくり審議会

講師を招聘し、勉強会を実施 テーマ「文化芸術振興条例」の現在について

講師：藤野一夫氏 (神戸大学大学院国際文化学研究科 国際文化学部教授)

3 月 25 日 第 2 回文化のまちづくり審議会

文化芸術に関する条例の制定に向けての進め方について

■令和 3 年度 (2021 年度)

8 月 24 日 第 1 回文化のまちづくり審議会

文化芸術に関する条例の制定に向けて、経過説明と意見交換

11 月 23 日 文化のまちづくりフォーラム

有観客ライブ配信により一般参加のフォーラムを開催

来場 43 名 (整理券 47 枚配布)、配信 53 名 計 96 名参加

テーマ アフターコロナをみすえた文化と芸術の条例について

ウェルカムコンサート

演奏 石田美知世 (フルート奏者、甲賀市社会教育委員)

森島梨絵 (フルート奏者、甲賀市文化のまちづくり審議会委員)

田中良美 (ファゴット奏者)

基調講演 (リモートレクチャー)

講師 大澤寅雄 (ニッセイ基礎研究所芸術文化プロジェクト室主任研究員 甲賀市出身)

パネルディスカッション

コーディネーター 旭堂南湖 (講談師 甲賀市出身)

パネラー 大澤寅雄 (リモート参加)

大野正雄 (人形劇団むすび座代表、甲賀市文化のまちづくり審議会会長 甲賀市在住)

山本英司 (甲賀市教育委員会事務局 教育部長)

3 月 25 日 第 2 回文化のまちづくり審議会

フォーラムの結果の検証と、文化芸術に関する条例の制定に向けて協議
市における文化芸術に関する条例が必要との方向で今後協議していくこととなる。

■令和4年度（2022年度）

- 5月25日 第1回文化のまちづくり審議会
甲賀市文化芸術に関する条例の制定に向けて素案を元に協議
- 8月26日 第2回文化のまちづくり審議会
甲賀市文化芸術に関する条例の制定に向けて、素案に解説を加え協議
- 10月11日 第3回文化のまちづくり審議会
大澤寅雄氏を迎え、意見交換
- 12月21日 第15回教育委員会委員協議会
甲賀市文化芸術に関する条例の制定に向けて、素案に解説を加え協議

■令和5年度（2023年度）

- 4月27日 第1回文化のまちづくり審議会
甲賀市文化芸術に関する条例の制定に向けてのスケジュールを中心に協議
- 5月10日 第6回教育委員会委員協議会
（仮称）甲賀市文化芸術振興条例の制定の制定方針について報告
- 5月16日 議会厚生文教常任委員会
（仮称）甲賀市文化芸術振興条例の制定の制定方針について報告
- 5月25日 議会全員協議会
（仮称）甲賀市文化芸術振興条例の制定の制定方針について報告
- 7月21日 第2回文化のまちづくり審議会
（仮称）甲賀市文化芸術振興条例の制定に向けて制定方針を中心に協議
- 7月25日 第8回教育委員会定例会
（仮称）甲賀市文化芸術振興条例の制定に係る文化のまちづくり審議会への諮問について
議決
- 8月6日 市内外の高校演劇部4校に、甲賀市文化芸術の条例に関する聞き取りを実施
- 8月22日 第3回文化のまちづくり審議会
（仮称）甲賀市文化芸術振興条例の制定に向けて諮問、「甲賀らしさ」について協議
- 9月27日 文化協会五役会（各町会長の会議）
（仮称）甲賀市文化芸術振興条例のヒアリングシートの配布を依頼（130団体に配布）
- 11月1日 第13回教育委員会委員協議会
（仮称）甲賀市文化芸術振興条例の検討状況について報告
- 11月30日 第4回文化のまちづくり審議会
（仮称）甲賀市文化芸術振興条例の答申案について協議
- 1月～3月 各種団体等の意見とりまとめ

■令和6年度（2024年度）

- 5月14日 （仮称）甲賀市文化芸術振興条例の制定に向けての答申

甲賀市文化のまちづくり審議会委員

(任期：令和5年7月1日から令和7年6月30日まで)

役職	氏名	住所	備考
委員	今西 早代子	甲賀市水口町	滋賀県歌人協会
委員	梅本 宏	甲賀市水口町	甲賀市文化協会 水口町文化協会
委員	原 瑞世	甲賀市水口町	甲賀市観光まちづくり協会
委員	山之内 洋	甲賀市水口町	社会福祉法人グロー
副会長	福井 真理	甲賀市土山町	東海道伝馬館
委員	瀬古 祐嗣	甲賀市甲賀町	美術教育
会長	大野 正雄	甲賀市甲南町	人形劇団むすび座
委員	河尻 俊一	甲賀市甲南町	アレックスシネマ
委員	早川 弘志	甲賀市甲南町	やまなみ工房
委員	今野 朋子	甲賀市信楽町	アーティスト
委員	山下 梨絵	甲賀市甲南町	公募（令和3年度） 音楽家
委員	蚊野 千尋	甲賀市甲南町	公募（令和5年度） 演劇

議案第 5 6 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 2 2 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市地域学校協働活動推進員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第9号

甲賀市地域学校協働活動推進員の解嘱について

甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱第5条の規定に基づき、甲賀市地域学校協働活動推進員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和6年4月30日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第9号別紙

甲賀市地域学校協働活動推進員

(任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

解嘱日：令和6年4月30日

No.	氏名	活動校	備考
1	玉井 正	土山小学校	
2	中本 博之	油日小学校	

【参考資料】

甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次に掲げる全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学区の学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

議案第 57 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 22 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第10号

甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について

甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱第5条の規定に基づき、甲賀市地域学校協働活動推進員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和6年5月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市地域学校協働活動推進員

(任期：令和6年5月1日から令和7年3月31日まで)

No.	氏名	活動校	備考
1	福永 佐栄子	土山小学校	
2	宮城 善美	伴谷東小学校	

【参考資料】

甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次に掲げる全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学区の学校長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

議案第 58 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 22 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校運営協議会委員の任命については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第11号

甲賀市学校運営協議会委員の任命について

甲賀市学校運営協議会規則(令和2年教育委員会規則第9号)第7条の規定に基づき、甲賀市学校運営協議会委員に別紙の者を任命することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則(平成16年甲賀市教育委員会規則第8号)第4条の規定に基づき臨時代理する。

令和6年5月1日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

甲賀市学校運営協議会委員

(任期：令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 3 0 日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	鈴木 正廣	水口小学校学校運営協議会	地域住民
2	山田 隆	水口小学校学校運営協議会	地域住民
3	植野 勉	水口小学校学校運営協議会	保護者
4	宮本 忠治	水口小学校学校運営協議会	地域住民
5	宮城 善美	伴谷東小学校学校運営協議会	地域住民

○甲賀市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

議案第 59 号

令和 6 年第 2 回甲賀市議会定例会（6 月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取
について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 22 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

令和6年第2回甲賀市議会定例会（6月）提出議案に係る教育委員会の意見聴取について

令和6年第2回甲賀市議会定例会（6月）に提出される議案のうち別紙の教育に関する事務に係る議案への地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見について、異議のない旨甲賀市長に答申することにつき、教育委員会の議決を求める。

※ 市議会提案前につき、取扱注意。

令和6年第2回甲賀市議会定例会（6月）提出議案（教育委員会関係）

1 補正予算案件

（1）令和6年度甲賀市一般会計補正予算（第1号）

《甲賀市議会 議案第48号》

（第1表）歳入 858,659千円 歳出 847,872千円

歳入

国庫支出金	総務費国庫補助金（総務管理費国庫補助金）	4,705千円
	デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）	4,705千円
	土木費国庫補助金（都市計画費国庫補助金）	△22,750千円
	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）	△22,750千円
	教育費国庫補助金（小学校費国庫補助金）	333千円
	教育支援体制整備事業費補助金	333千円
県支出金	教育費県補助金（小学校費県補助金）	900千円
	滋賀県フリースクール等利用実態調査事業補助金	900千円
	教育費県補助金（中学校費県補助金）	900千円
	滋賀県フリースクール等利用実態調査事業補助金	900千円
寄附金	教育費寄附金（小中学校費寄附金）	300千円
	教育振興寄附金	300千円
繰入金	教育振興基金繰入金（教育振興基金繰入金）	300千円
	教育振興基金繰入金	300千円
諸収入	雑入（土木費雑入）	38,400千円
	スポーツ振興くじ助成金	38,400千円
	雑入（教育費雑入）	6,271千円
	障害者スポーツ実施環境の構築支援事業委託料	6,271千円
市債	土木債（一般単独事業債）	△47,200千円
	公園施設整備事業	△47,200千円

市債	土木債（公共事業等債）		42,500 千円
		公園施設整備事業	42,500 千円
	教育債（緊急防災・減災事業債）		834,000 千円
		中学校施設空調設備整備事業	834,000 千円

合計 858,659 千円

歳出

教育費	教育総務費		1,800 千円	
		教育振興費	学びの多様化推進事業	1,800 千円
	小学校費		300 千円	
		教育振興費	小学校教育振興事業	300 千円
	中学校費		839,501 千円	
		中学校管理費	中学校施設管理運営経費	300 千円
		施設整備事業費	中学校施設整備事業	839,201 千円
	保健体育費		6,271 千円	
		保健体育総務費	スポーツ振興事業	6,271 千円

合計 847,872 千円

(第3表) 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校特別教室等空調設備整備事業	834,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当額見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び公益財団法人滋賀県市町村振興協会資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
公園施設整備事業	275,300 千円	270,600 千円

議案第 6 0 号

甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 2 2 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会規則の一部を改正する規則

甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会規則（平成26年甲賀市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「中央子ども家庭相談センター」を「滋賀県日野子ども家庭相談センター」に改める。

付 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者（第2号から第11号までに掲げる者にあつては、これらの者のうちから甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指名する者）をもって構成する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>滋賀県日野子ども家庭相談センター</u>の代表者</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年6月1日から施行する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者（第2号から第11号までに掲げる者にあつては、これらの者のうちから甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指名する者）をもって構成する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>中央子ども家庭相談センター</u>の代表者</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第 6 1 号

甲賀市教育行政評価委員の委嘱について

上記の議案を提出する

令和 6 年 5 月 2 2 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市教育行政評価委員の委嘱について

甲賀市附属機関設置条例（平成25年12月18日甲賀市条例第35号）第2条第2項の規定に基づき、甲賀市教育行政評価委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市教育行政評価委員

(任期：令和6年6月1日から令和8年5月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	北川 昌美	教育関係者	
2	西出 八津子	その他教育委員会が適 当と認める者	
3	黒川 昌明	教育関係者	
4	奥嶋 たみ子	その他教育委員会が適 当と認める者	
5	神山 裕史	その他教育委員会が適 当と認める者	

【参考資料】

甲賀市附属機関設置条例

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

別表(第2条関係)

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市教育行政評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理並びに執行状況の点検及び評価結果について調査し、審議すること。	(1) 教育関係者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	5人以内	2年

議案第 62 号

甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 22 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市少年センター協議会委員の解嘱について

甲賀市少年センター条例（平成17年第44号）第4条第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会委員の別紙の者を解嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

令和6年5月22日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

議案第62号別紙

甲賀市少年センター協議会委員

(任期：令和5年10月1日から令和7年9月30日まで)

解嘱日：令和6年5月22日

	氏名	委員の構成	備考
1	松井 和子	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀市更生保護女性会

【参考資料】

甲賀市少年センター条例

(協議会)

第4条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(略)

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 6 3 号

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 2 2 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市少年センター協議会委員の委嘱について

甲賀市少年センター条例（平成17年第44号）第4条第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第63号別紙

甲賀市少年センター協議会委員

(任期：令和6年5月23日から令和7年9月30日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	渡邊 満栄	少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者	甲賀市更生保護女性会

【参考資料】

甲賀市少年センター条例

(協議会)

第4条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(略)

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

議案第 64 号

甲賀市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 22 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市社会教育委員の委嘱について

甲賀市社会教育委員条例（平成16年甲賀市条例第198号）第2条第2項の規定に基づき、甲賀市社会教育委員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

甲賀市社会教育委員

(任期：令和6年6月1日から令和8年5月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	西村 忠三	学校教育及び社会教育の関係者	
2	古賀 和幸	学校教育及び社会教育の関係者	
3	中村 有利	学校教育及び社会教育の関係者	
4	井ノ口 照美	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
5	岡村 貴子	学校教育及び社会教育の関係者	
6	辻 由美子	学校教育及び社会教育の関係者	
7	石田 みち代	学校教育及び社会教育の関係者	
8	木村 かおる	学校教育及び社会教育の関係者	
9	東 紀子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
10	中村 尚子	学校教育及び社会教育の関係者	
11	松本 良昭	学校教育及び社会教育の関係者	
12	福井 里江子	学校教育及び社会教育の関係者	

【参考資料】

甲賀市社会教育委員条例

(組織)

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

議案第 65 号

甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 22 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について

甲賀市人権・同和教育推進員規則第4条の規定に基づき、甲賀市人権・同和教育推進員の別紙の者を解嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第 6 5 号別紙

甲賀市人権・同和教育推進員

(任期：令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

解嘱日：令和 6 年 5 月 3 1 日

	氏名	委員の構成	備考
1	畑野 啓造	区及び自治会長の推薦	水口第 1 区
2	保井 茂樹	区及び自治会長の推薦	水口第 5 区
3	竹嶋 智行	区及び自治会長の推薦	水口第 8 区
4	加藤 泰朗	区及び自治会長の推薦	南区
5	坂上 実	区及び自治会長の推薦	水口第 1 0 区
6	堤田 妙子	区及び自治会長の推薦	水口第 1 2 区
7	榊原 幸之	区及び自治会長の推薦	水口第 1 3 区
8	蓮見 昌寛	区及び自治会長の推薦	水口第 1 4 区
9	廣瀬 史朗	区及び自治会長の推薦	水口第 1 5 区
1 0	森下 豊	区及び自治会長の推薦	水口第 1 6 区
1 1	中西 克友	区及び自治会長の推薦	水口第 1 6 区
1 2	富田 浩二	区及び自治会長の推薦	水口第 1 7 区
1 3	佐治 隆之	区及び自治会長の推薦	城南区
1 4	中島 一登	区及び自治会長の推薦	水口第 1 8 区
1 5	辻 龍太	区及び自治会長の推薦	水口第 1 8 区
1 6	木村 喜代司	区及び自治会長の推薦	水口第 2 0 区
1 7	井上 諭	区及び自治会長の推薦	名坂区
1 8	西澤 信明	区及び自治会長の推薦	東名坂区
1 9	鶴飼 正芳	区及び自治会長の推薦	東名坂区
2 0	中嶋 静代	区及び自治会長の推薦	名坂堂山区
2 1	岡林 旅人	区及び自治会長の推薦	東古城が丘区
2 2	稲葉 美香	区及び自治会長の推薦	東古城が丘区

23	笠井 康弘	区及び自治会長の推薦	松尾団地区
24	後藤 芳幸	区及び自治会長の推薦	松尾団地区
25	藤澤 史雄	区及び自治会長の推薦	水口松尾台区
26	小崎 光博	区及び自治会長の推薦	中畑区
27	梅本 徹	区及び自治会長の推薦	城が丘区
28	石橋 伴保	区及び自治会長の推薦	つつじが丘区
29	今西 早代子	区及び自治会長の推薦	つつじが丘区
30	河合 保憲	区及び自治会長の推薦	巖峨区
31	中島 渡	区及び自治会長の推薦	和野区
32	井上 陽平	区及び自治会長の推薦	八田区
33	岨中 孝徳	区及び自治会長の推薦	春日区
34	宿谷 三雄	区及び自治会長の推薦	春日区
35	田邊 宏則	区及び自治会長の推薦	広野台東区
36	杉本 誠司	区及び自治会長の推薦	広野台東区
37	涌田 建太	区及び自治会長の推薦	広野台西区
38	高品 衛	区及び自治会長の推薦	第四水口台区
39	山本 吾一	区及び自治会長の推薦	菅谷区
40	吉田 正広	区及び自治会長の推薦	菅谷区
41	徳地 一道	区及び自治会長の推薦	泉区
42	西川 嘉	区及び自治会長の推薦	植区
43	中辻 重忠	区及び自治会長の推薦	大法寺区
44	西岡 良人	区及び自治会長の推薦	柏貴区
45	今村 日出弥	区及び自治会長の推薦	虫生野区
46	森口 徹	区及び自治会長の推薦	虫生野区
47	谷川 敬二	区及び自治会長の推薦	貴生川第1区
48	中村 義一	区及び自治会長の推薦	貴生川第1区
49	西垣 健児	区及び自治会長の推薦	貴生川第2区
50	野村 順三	区及び自治会長の推薦	貴生川第2区
51	山本 裕大	区及び自治会長の推薦	貴生川第3区

5 2	田代 和與	区及び自治会長の推薦	西内貴区
5 3	倉田 ゆかり	区及び自治会長の推薦	北内貴区
5 4	橋本 外亀彦	区及び自治会長の推薦	高山区
5 5	福本 藤男	区及び自治会長の推薦	三大寺区
5 6	松元 勝彦	区及び自治会長の推薦	かふかの丘区
5 7	廣田 賢二	区及び自治会長の推薦	かふかの丘区
5 8	鵜飼 猪一郎	区及び自治会長の推薦	三本柳区
5 9	田嶋 正行	区及び自治会長の推薦	牛飼区
6 0	浦山 茂	区及び自治会長の推薦	牛飼区
6 1	神田 政明	区及び自治会長の推薦	山上区
6 2	山田 健	区及び自治会長の推薦	岡の郷区
6 3	中村 博	区及び自治会長の推薦	岡の郷区
6 4	義山 源基	区及び自治会長の推薦	秋葉北自治会
6 5	白澤 隼也	区及び自治会長の推薦	車谷自治会
6 6	澤田 善之	区及び自治会長の推薦	西野区 1 区、西野区 2 区
6 7	黒田 修平	区及び自治会長の推薦	猪鼻区
6 8	谷口 哲雄	区及び自治会長の推薦	山中区
6 9	土山 芳生	区及び自治会長の推薦	笹路区
7 0	黒川 靖	区及び自治会長の推薦	南東区
7 1	岩室 眞悟	区及び自治会長の推薦	南東区
7 2	白川 首勇	区及び自治会長の推薦	南中区
7 3	水谷 文克	区及び自治会長の推薦	南西区
7 4	服部 和也	区及び自治会長の推薦	北東区
7 5	平田 倫之	区及び自治会長の推薦	北芝区
7 6	立岡 登喜夫	区及び自治会長の推薦	北芝区
7 7	掛田 幸則	区及び自治会長の推薦	北中区
7 8	朝重 広	区及び自治会長の推薦	北中区
7 9	脇田 哲也	区及び自治会長の推薦	北西区
8 0	堀 進一	区及び自治会長の推薦	平子区

8 1	堀 孝史	区及び自治会長の推薦	野上野区
8 2	黒川 晃	区及び自治会長の推薦	大澤区
8 3	森本 進	区及び自治会長の推薦	頓宮区
8 4	牧 秀一	区及び自治会長の推薦	前野区
8 5	山崎 久和	区及び自治会長の推薦	市場区
8 6	藤田 光夫	区及び自治会長の推薦	徳原区
8 7	上田 修	区及び自治会長の推薦	三軒家区
8 8	市井 利直	区及び自治会長の推薦	片山区
8 9	中村 平男	区及び自治会長の推薦	今宿区
9 0	市井 寿	区及び自治会長の推薦	里区
9 1	梅本 守久	区及び自治会長の推薦	末田区
9 2	奥村 勝	区及び自治会長の推薦	櫟野区
9 3	家森 茂樹	区及び自治会長の推薦	大原上田区
9 4	山本 邦夫	区及び自治会長の推薦	拝坂区
9 5	長峰 透	区及び自治会長の推薦	拝坂区
9 6	中井 敬三	区及び自治会長の推薦	鳥居野区
9 7	川田 一弘	区及び自治会長の推薦	相模区
9 8	玉木 美登里	区及び自治会長の推薦	相模区
9 9	増井 裕史	区及び自治会長の推薦	大原市場区
1 0 0	奥村 順子	区及び自治会長の推薦	大原市場区
1 0 1	瀬古 隆浩	区及び自治会長の推薦	高野区
1 0 2	高宮 彰子	区及び自治会長の推薦	鹿深台区
1 0 3	藤岡 貞之	区及び自治会長の推薦	滝区
1 0 4	朝比奈 一子	区及び自治会長の推薦	滝区
1 0 5	望月 隆裕	区及び自治会長の推薦	毛枚区
1 0 6	阪口 孝昭	区及び自治会長の推薦	五反田区
1 0 7	伊東 正樹	区及び自治会長の推薦	小佐治区
1 0 8	河合 美恵子	区及び自治会長の推薦	小佐治区
1 0 9	平井 忠晴	区及び自治会長の推薦	隠岐区

1 1 0	権東 徹也	区及び自治会長の推薦	寺庄区
1 1 1	山上 博之	区及び自治会長の推薦	寺庄区
1 1 2	玉木 悟司	区及び自治会長の推薦	寺庄区
1 1 3	吉川 信介	区及び自治会長の推薦	葛木区
1 1 4	八里 朱美	区及び自治会長の推薦	深川市場区
1 1 5	植出 恒	区及び自治会長の推薦	稗谷区
1 1 6	堀内 幸市	区及び自治会長の推薦	森尻区
1 1 7	神田 誠治	区及び自治会長の推薦	宝木区
1 1 8	伊藤 昭人	区及び自治会長の推薦	池田団地区
1 1 9	橘 毅	区及び自治会長の推薦	竜法師区
1 2 0	宝本 恵子	区及び自治会長の推薦	竜法師区
1 2 1	竹若 民枝	区及び自治会長の推薦	竜法師区
1 2 2	井上 義昭	区及び自治会長の推薦	野田区
1 2 3	神山 金司	区及び自治会長の推薦	杉谷区
1 2 4	木村 和宏	区及び自治会長の推薦	杉谷区
1 2 5	西尾 吉也	区及び自治会長の推薦	塩野区
1 2 6	岡崎 章夫	区及び自治会長の推薦	柑子区
1 2 7	坂田 忠藏	区及び自治会長の推薦	柑子区
1 2 8	山川 康秀	区及び自治会長の推薦	下馬杉区
1 2 9	小野 誠	区及び自治会長の推薦	ニューポリス区
1 3 0	大平 正美	区及び自治会長の推薦	田代区
1 3 1	大西 洋作	区及び自治会長の推薦	黄瀬区

議案第 66 号

甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 22 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について

甲賀市人権・同和教育推進員規則第4条の規定に基づき、甲賀市人権・同和教育推進員に別紙の者を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求める。

議案第66号別紙

甲賀市人権・同和教育推進員

(任期：令和6年6月1日から令和7年3月31日まで)

	氏名	委員の構成	備考
1	近戸 秀夫	区及び自治会長の推薦	水口第1区
2	苗村 幸雄	区及び自治会長の推薦	水口第5区
3	野村 忠男	区及び自治会長の推薦	水口第8区
4	井上 雅文	区及び自治会長の推薦	南区
5	大堀 仁志	区及び自治会長の推薦	水口第10区
6	中村 康春	区及び自治会長の推薦	水口第12区
7	山下 隆一郎	区及び自治会長の推薦	水口第13区
8	伊澤 悟	区及び自治会長の推薦	水口第14区
9	伊藤 直之	区及び自治会長の推薦	水口第15区
10	隈部 伸治	区及び自治会長の推薦	水口第16区
11	蜂谷 康臣	区及び自治会長の推薦	水口第16区
12	藤井 篤志	区及び自治会長の推薦	水口第17区
13	佐々木 理之	区及び自治会長の推薦	城南区
14	坂 丈一郎	区及び自治会長の推薦	水口第18区
15	奥村 彰	区及び自治会長の推薦	水口第18区
16	岡 秀夫	区及び自治会長の推薦	水口第20区
17	村上 義彦	区及び自治会長の推薦	名坂区
18	前田 茂美	区及び自治会長の推薦	東名坂区
19	池本 稔	区及び自治会長の推薦	東名坂区
20	富田 稔	区及び自治会長の推薦	名坂堂山区
21	岡村 昭二	区及び自治会長の推薦	東古城が丘区
22	森川 則子	区及び自治会長の推薦	東古城が丘区
23	相坂 保夫	区及び自治会長の推薦	松尾団地区

24	田中 健晴	区及び自治会長の推薦	松尾団地区
25	北河 和正	区及び自治会長の推薦	岡の郷区
26	外山 信之	区及び自治会長の推薦	水口松尾台区
27	小崎 一郎	区及び自治会長の推薦	中畑区
28	宮下 昇司	区及び自治会長の推薦	城が丘区
29	廣嶋 博昭	区及び自治会長の推薦	つつじが丘区
30	横井 真矢	区及び自治会長の推薦	つつじが丘区
31	小島 正司	区及び自治会長の推薦	巖峨区
32	中島 康雄	区及び自治会長の推薦	和野区
33	山中 孝二	区及び自治会長の推薦	八田区
34	吉田 晃夫	区及び自治会長の推薦	春日区
35	宿谷 俊徳	区及び自治会長の推薦	春日区
36	三上 映司	区及び自治会長の推薦	広野台東区
37	宮嶋 隆広	区及び自治会長の推薦	広野台東区
38	伊藤 智美	区及び自治会長の推薦	広野台西区
39	近成 悟	区及び自治会長の推薦	第四水口台区
40	内川 武彦	区及び自治会長の推薦	菅谷区
41	前田 義信	区及び自治会長の推薦	菅谷区
42	田代 勉	区及び自治会長の推薦	泉区
43	西川 義雄	区及び自治会長の推薦	植区
44	谷川 凌	区及び自治会長の推薦	大法寺区
45	岡田 昌人	区及び自治会長の推薦	柏貴区
46	種村 馨	区及び自治会長の推薦	虫生野区
47	野口 一徳	区及び自治会長の推薦	虫生野区
48	鵜飼 清治	区及び自治会長の推薦	貴生川第1区
49	山崎 悟	区及び自治会長の推薦	貴生川第1区
50	小嶋 大成	区及び自治会長の推薦	貴生川第2区
51	岸木 新治	区及び自治会長の推薦	貴生川第2区
52	原田 敦美	区及び自治会長の推薦	貴生川第3区

5 3	市川 幸弘	区及び自治会長の推薦	西内貴区
5 4	福澤 清雄	区及び自治会長の推薦	高山区
5 5	谷村 正雄	区及び自治会長の推薦	三大寺区
5 6	谷口 明	区及び自治会長の推薦	三大寺区
5 7	吉田 靖史	区及び自治会長の推薦	かふかの丘区
5 8	藤浦 毅	区及び自治会長の推薦	かふかの丘区
5 9	瀬河 聖	区及び自治会長の推薦	三本柳区
6 0	木田 康隆	区及び自治会長の推薦	牛飼区
6 1	浦山 喜明	区及び自治会長の推薦	牛飼区
6 2	佐上 勝治	区及び自治会長の推薦	山上区
6 3	葛江 基彦	区及び自治会長の推薦	秋葉北自治会
6 4	西山 和弘	区及び自治会長の推薦	車谷自治会
6 5	岡田 正志	区及び自治会長の推薦	西野区 1 区、西野区 2 区
6 6	増山 茂美	区及び自治会長の推薦	猪鼻区
6 7	新井 徳則	区及び自治会長の推薦	山中区
6 8	土山 澄雄	区及び自治会長の推薦	笹路区
6 9	杉本 茂	区及び自治会長の推薦	南東区
7 0	丸山 謙次	区及び自治会長の推薦	南中区
7 1	向井 隆	区及び自治会長の推薦	南西区
7 2	大森 薫	区及び自治会長の推薦	北東区
7 3	福井 清美	区及び自治会長の推薦	北芝区
7 4	小倉 浩之	区及び自治会長の推薦	北芝区
7 5	中林 賢一	区及び自治会長の推薦	北中区
7 6	山鋪 貴幸	区及び自治会長の推薦	北中区
7 7	鈴木 浩	区及び自治会長の推薦	北西区
7 8	玉井 誠	区及び自治会長の推薦	平子区
7 9	谷口 丈久	区及び自治会長の推薦	野上野区
8 0	鵜飼 幹郎	区及び自治会長の推薦	大澤区
8 1	前田 茂樹	区及び自治会長の推薦	頓宮区

8 2	安井 正宜	区及び自治会長の推薦	前野区
8 3	中野 剛	区及び自治会長の推薦	市場区
8 4	中村 定	区及び自治会長の推薦	徳原区
8 5	隠岐 正治	区及び自治会長の推薦	三軒家区
8 6	猪井 能久	区及び自治会長の推薦	片山区
8 7	服部 充伸	区及び自治会長の推薦	今宿区
8 8	袖口 和久	区及び自治会長の推薦	里区
8 9	安井 真徳	区及び自治会長の推薦	末田区
9 0	上井 哲	区及び自治会長の推薦	櫟野区
9 1	森田 亨	区及び自治会長の推薦	大原上田区
9 2	福井 靖	区及び自治会長の推薦	拝坂区
9 3	木村 恵子	区及び自治会長の推薦	拝坂区
9 4	三上 喜一郎	区及び自治会長の推薦	鳥居野区
9 5	大槻 康載	区及び自治会長の推薦	相模区
9 6	玉木 享子	区及び自治会長の推薦	相模区
9 7	田中 義一	区及び自治会長の推薦	大原市場区
9 8	吉水 和枝	区及び自治会長の推薦	大原市場区
9 9	田畑 忠彦	区及び自治会長の推薦	高野区
1 0 0	藤本 薫	区及び自治会長の推薦	鹿深台区
1 0 1	吉岡 工	区及び自治会長の推薦	滝区
1 0 2	藪 育子	区及び自治会長の推薦	滝区
1 0 3	藤原 繁	区及び自治会長の推薦	毛枚区
1 0 4	藤原 慎太郎	区及び自治会長の推薦	五反田区
1 0 5	橋本 剛	区及び自治会長の推薦	小佐治区
1 0 6	河合 ひとみ	区及び自治会長の推薦	小佐治区
1 0 7	隠岐 善文	区及び自治会長の推薦	隠岐区
1 0 8	吉村 真吾	区及び自治会長の推薦	寺庄区
1 0 9	片淵 範樹	区及び自治会長の推薦	寺庄区
1 1 0	谷 健一	区及び自治会長の推薦	寺庄区

1 1 1	杉本 錦司	区及び自治会長の推薦	葛木区
1 1 2	呉竹 弘一	区及び自治会長の推薦	深川市場区
1 1 3	橋本 修	区及び自治会長の推薦	稗谷区
1 1 4	堀内 正男	区及び自治会長の推薦	森尻区
1 1 5	中辻 正明	区及び自治会長の推薦	宝木区
1 1 6	前田 裕明	区及び自治会長の推薦	池田団地区
1 1 7	望月 裕司	区及び自治会長の推薦	竜法師区
1 1 8	中谷 喜美子	区及び自治会長の推薦	竜法師区
1 1 9	中谷 久美子	区及び自治会長の推薦	竜法師区
1 2 0	松井 善一	区及び自治会長の推薦	野尻区
1 2 1	岡根 信一	区及び自治会長の推薦	野田区
1 2 2	平井 満	区及び自治会長の推薦	野田区
1 2 3	神山 八郎	区及び自治会長の推薦	杉谷区
1 2 4	寺井 儀政	区及び自治会長の推薦	杉谷区
1 2 5	和田 隆男	区及び自治会長の推薦	塩野区
1 2 6	渡辺 由里子	区及び自治会長の推薦	市原区
1 2 7	辻 成朗	区及び自治会長の推薦	柑子区
1 2 8	岡崎 敏夫	区及び自治会長の推薦	柑子区
1 2 9	山川 清治	区及び自治会長の推薦	下馬杉区
1 3 0	熊谷 雅美	区及び自治会長の推薦	耕心区
1 3 1	丸山 陽輔	区及び自治会長の推薦	ニューポリス区
1 3 2	大平 幸彦	区及び自治会長の推薦	田代区
1 3 3	福山 繁八	区及び自治会長の推薦	黄瀬区